

報告第 1 号

生駒市国民保護計画の作成の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定により、生駒市国民保護計画を別冊のとおり作成したから、同条第6項の規定により報告する。

平成19年3月7日提出

生駒市長 山下 真